

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>別表第1（第23条関係）</p> <p>徴収額（本人又は扶養義務者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考1 この表のC<sub>1</sub>の階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び<u>第5条の4の2第5項</u>の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>14</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、<u>第4項</u>及び<u>第5項</u>、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び<u>第2項</u>、第41条の</u></p>	<p>別表第1（第23条関係）</p> <p>徴収額（本人又は扶養義務者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考1 この表のC<sub>1</sub>の階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び<u>第5条の4の2第6項</u>の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>14</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」<u>及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額</u>の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、<u>第5項</u>及び<u>第6項</u>、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び<u>第3</u></u></p>

19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。

4 法第50条第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、スプリンクラー保守管理等費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費及び里親手当を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5 特列入所者の属する世帯の階層区分がBの階層の場合においては、0円をもってこの表に定める額とする。

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 この表のC<sub>1</sub>の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は

項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。

4 法第50条第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、知的障害児自活訓練事業加算費、スプリンクラー保守管理等費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 この表のC<sub>1</sub>の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は

<p>、適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>19</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</u></p> <p>3～6 [略]</p>	<p>、適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>19</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</u></p> <p>(3) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項</u></p> <p>3～6 [略]</p>
<p>2 (指定児童福祉司養成施設等の指定の取消しの申請)</p> <p>第2条の6 [略]</p>	<p>(指定児童福祉司養成施設等の指定の取消しの申請)</p> <p>第2条の6 [略]</p> <p><u>(指定保育士養成施設の指定の申請)</u></p> <p>第2条の6の2 <u>政令第5条第2項に規定する申請書は、別に定める様式による指定保育士養成施設指定申請書によるなければならない。</u></p> <p><u>(指定保育士養成施設の変更の申請)</u></p> <p>第2条の6の3 <u>政令第5条第3項の規定による申請は、別に定める様式による指定保育士養成施設変更申請書により行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定保育士養成施設の変更の届出)</u></p> <p>第2条の6の4 <u>政令第5条第4項の規定による届出は、別に定める様式による指定保育士養成施設変更届出書により行わなければならない。</u></p> <p><u>(報告)</u></p> <p>第2条の6の5 <u>政令第5条第5項の規定による報告は、別に定める様式による指定保育士養成施設報告書により行わ</u></p>

		<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>(指定保育士養成施設の指定の取消しの申請)</u></p> <p><u>第2条の6の6 政令第5条第7項の規定による指定の取消</u> <u>しの申請は、別に定める様式による指定保育士養成施設指</u> <u>定取消申請書により行わなければならない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成28年3月31日から施行する。